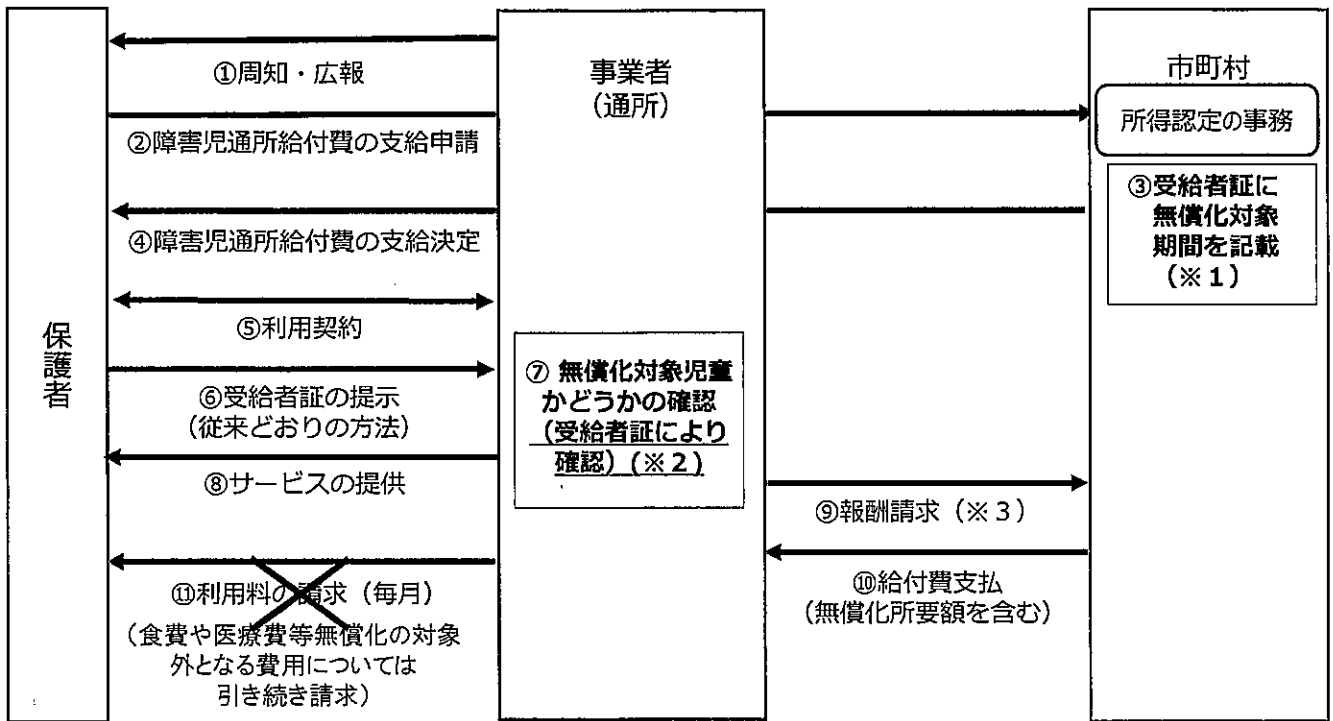


## 6. 就学前の障害児の発達支援の無償化実務について

### (1) 障害児通所支援事業所（契約）



#### 【基本的な考え方】

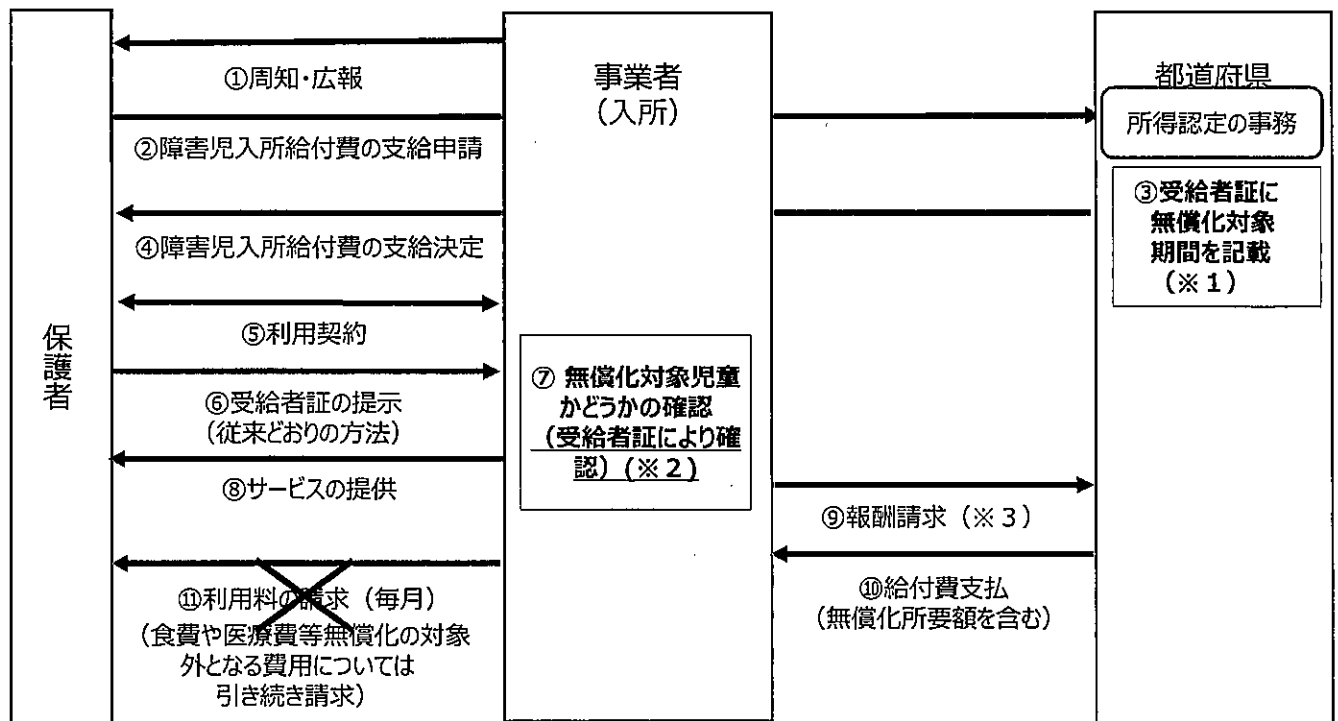
- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。  
(国民健康保険団体連合会(国保連)に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

#### 【主な事務の流れ(国保連委託の例)】

- 利用開始前々月～前月頃迄  
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施  
保護者：市区町村に対し、障害児通所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄  
市区町村：保護者に対し、障害児通所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載(※1)  
(※1) 2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。  
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月  
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認(受給者証により確認)(※2)  
(※2) 2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。  
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象  
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃  
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要  
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求

- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄  
事業者：国保連に障害児通所給付費等に係る請求書等を提出(国保連・市区町村による審査あり)  
(※3) 無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。  
国保連：市区町村へ障害児通所給付費を請求  
市区町村：国保連を通じて、事業者へ障害児通所給付費を支払

## (2)障害児入所施設（契約）



### 【基本的な考え方】

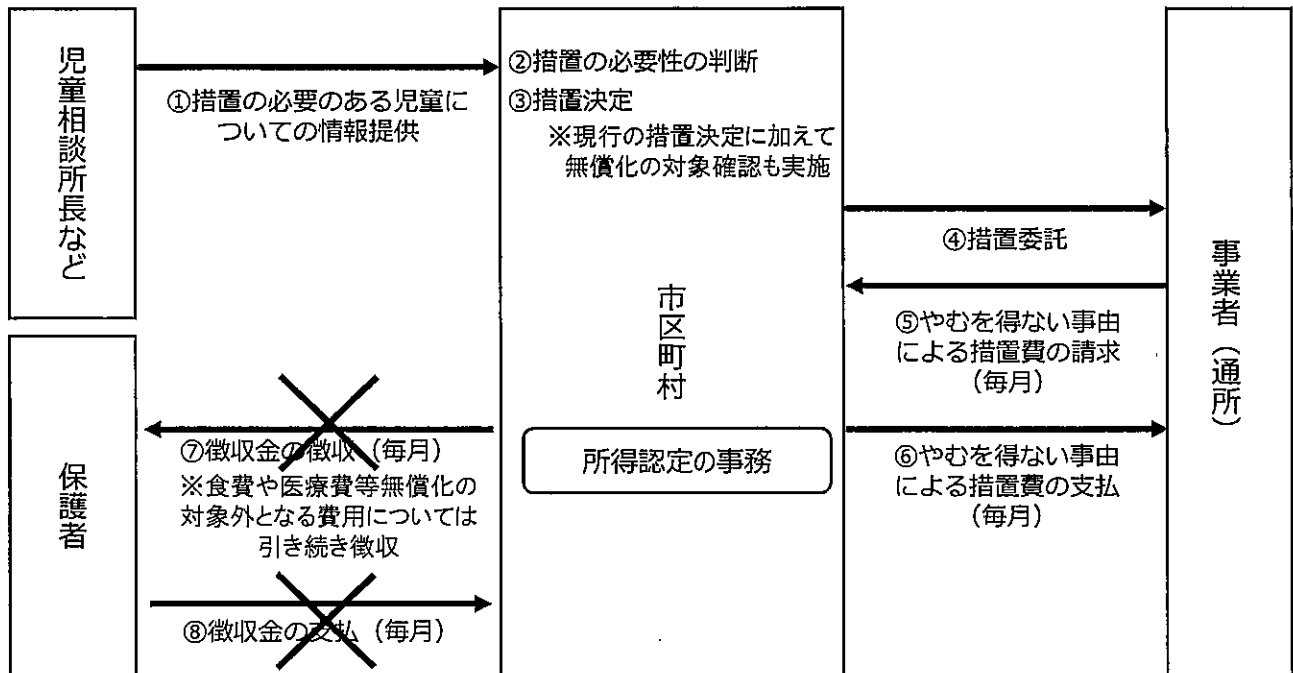
- 現行の障害児入所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。  
(国民健康保険団体連合会（国保連）に審査支払事務を委託している市区町村が多い。)
- 既に支給決定を受け、サービスを利用している保護者については、今般の無償化による新たな手続は不要。

### 【主な事務の流れ（国保連委託の例）】

- 利用開始前々月～前月頃迄  
事業者：自治体から提供されるポスター・リーフレット等を活用し、保護者に対し無償化について周知を実施  
保護者：都道府県に対し、障害児入所給付費の支給申請
- 利用開始前月頃迄  
都道府県：保護者に対し、障害児入所給付費の支給決定・受給者証に無償化対象期間を記載（※1）  
（※1）2019年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証更新の際に順次記載する。  
保護者：事業者と利用契約締結
- 毎月  
事業者：障害児へサービスを提供・無償化対象児童かどうかの確認（受給者証により確認）（※2）  
（※2）2019年10月～2020年9月までの約1年間は、生年月日により確認することを想定。  
○2019年10月～2020年3月まで…生年月日が、2013年4月2日から2016年4月1日までの児童が無償化の対象  
○2020年4月～2020年9月まで…生年月日が、2014年4月2日から2017年4月1日までの児童が無償化の対象  
以降は、受給者証に無償化対象期間が明記される。
- 毎翌月初旬頃  
事業者：保護者への利用料の請求 → 現物給付のため、保護者への利用料の請求手続は不要  
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き請求
- 毎翌月10日～翌々月20日頃迄  
事業者：国保連に障害児入所給付費等に係る請求書等を提出（国保連・都道府県による審査あり）  
（※3）無償化対象児童の場合、無償化所要額も含めて請求を行う。  
国保連：都道府県へ障害児通所給付費を請求  
都道府県：国保連を通じて、事業者へ障害児入所給付費を支払【※】

【その他（備考）】【※】国保連へ事務を委託していない一部の県立施設等については、このスケジュールの限りではない。

### (3)障害児通所支援事業（やむを得ない措置）



#### 【基本的な考え方】

- 現行のやむを得ない事由による措置の仕組みを活用した事務フローを想定。

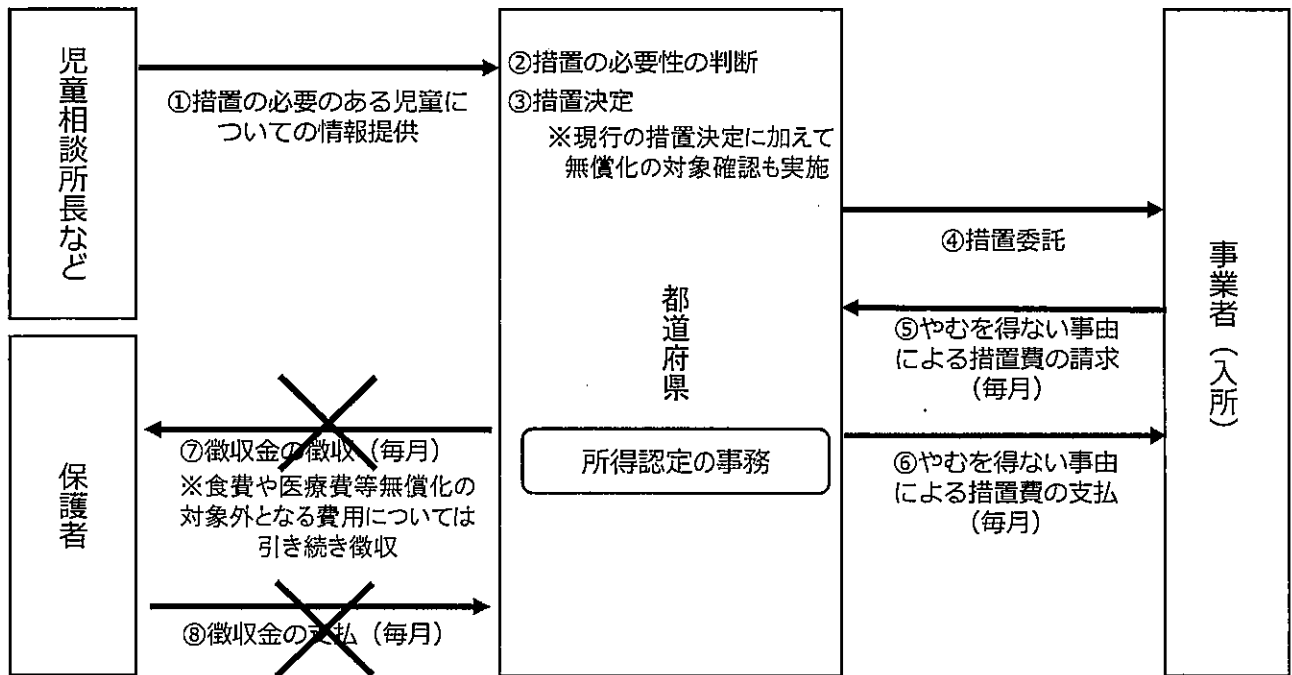
#### 【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 市区町村から障害児に対し、やむを得ない事由による措置の決定  
事業者と市区町村による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 市区町村から徴収金の徴収 → 現物給付化のため、保護者への利用料の徴収手続きは不要  
※食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が市区町村にやむを得ない事由による措置費に係る請求書等を提出  
※従来通り徴収金相当分（無償化分）も併せて請求  
市区町村は事業者へやむを得ない事由による措置費を支払【※】

#### 【その他（備考）】

- 【※】具体的なスケジュールについては、市区町村ごとに異なる。

#### (4)障害児入所施設（措置）



#### 【基本的な考え方】

- 現行の障害児通所給付費等の仕組みを活用した事務フローを想定。

#### 【主な事務の流れ】

- 利用開始前月頃迄 都道府県から障害児に対し、障害児入所措置の決定  
事業者と都道府県による措置契約締結
- 毎月 事業者が障害児へサービスを提供
- 翌月以降 都道府県から徴収金の徴収→食費や医療費等無償化の対象外となる費用については引き続き徴収
- 翌月以降 事業者が都道府県に障害児入所措置費に係る請求書等を提出  
※従来通り徴収金相当分（無償化分）も併せて請求  
都道府県は事業者へ障害児入所措置費を支払【※】

#### 【その他（備考）】

- 【※】具体的なスケジュールについては、都道府県ごとに異なる。